

税制改正による増減（△）収額（一般会計 平年度）の累年比較

区 分	昭和25～34 年度合計	35	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	
	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	
所得税	基礎控除	△ 1,861	-	△ 229	△ 259	△ 221	△ 241	△ 288	△ 358	外△ 410 △ 391	[△ 484]	△ 415	△ 1,260	△ 830
	諸配偶者控除	-	-	△ 114	△ 130	△ 211	△ 116	△ 127	△ 156	外△ 178 △ 169	[△ 210]	△ 181	△ 500	△ 320
	扶養控除	△ 1,876	-	△ 298	△ 137	△ 223	△ 249	△ 628	△ 728	外△ 399 △ 378	[△ 466]	△ 680	△ 2,970	△ 670
	給与所得控除	△ 236	-	△ 225	△ 410	△ 651	△ 731	△ 362	△ 469	△ 873 △ 21	-	△ 1,945	△ 9,720	-
	その他の	△ 169	-	△ 53	△ 77	△ 110	△ 17	△ 15	△ 20	△ 43 外△ 1,008	[△ 24]	△ 127	△ 220	△ 390
	小計	△ 4,142	-	△ 919	△ 1,013	△ 1,416	△ 1,354	△ 1,420	△ 1,731	外△ 1,854 外△ 1,070	[△ 1,184]	△ 3,348	△ 14,670	△ 2,210
	税率	△ 1,969	-	-	△ 533	106	105	△ 405	△ 1,310	-	[△ 1,346]	-	△ 2,600	-
	その他	△ 257	-	△ 3	-	△ 54	△ 2	-	△ 8	△ 135 外△ 2,078	-	△ 353	-	△ 190
	計	△ 6,368	-	△ 922	△ 1,546	△ 1,364	△ 1,251	△ 1,825	△ 3,049	△ 1,989	[△ 2,530]	△ 3,701	△ 17,270	△ 2,400
	特別措置等	36	-	268	△ 37	439	-	△ 5	162	△ 80 外△ 2,078	△ 322	△ 51	△ 560	540
再計	△ 6,332	-	△ 654	△ 1,583	△ 925	△ 1,251	△ 1,830	△ 2,887	△ 2,069	[△ 2,852]	△ 3,752	△ 17,830	△ 1,860	
法人税	税率	△ 50	-	△ 283	△ 495	-	-	-	968	-	-	-	3,280	-
	特別措置等	△ 239	-	△ 283	△ 492	△ 303	0	24	△ 216	121	306	268	240	△ 60
	計	△ 289	-	△ 566	△ 987	△ 303	0	24	752	121	306	268	3,520	△ 60
相続税等	97	-	△ 5	△ 150	△ 31	-	-	-	△ 66 外△ 2,078	△ 121	△ 397	-	△ 2,980	
直接税計	△ 6,524	-	△ 1,225	△ 2,720	△ 1,259	△ 1,251	△ 1,806	△ 2,135	△ 2,014	[△ 2,667]	△ 3,881	△ 14,310	△ 4,900	
酒税	△ 853	-	-	-	-	501	-	-	-	-	-	-	1,320	
揮発油税	414	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,190	-
物品税	△ 182	-	34	△ 347	-	70	-	80	-	△ 30	△ 189	-	△ 20	
印紙収入	59	-	△ 2	△ 2	301	-	△ 4	-	△ 4	-	27	1,020	-	
関税 ^①	△ 227	66	7	△ 37	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他		-	35	-	18	-	-	-	-	933	121	262	950	△ 120
間接税等計	△ 789	66	74	△ 386	319	571	△ 4	80	929	91	100	3,160	1,180	
国 税 計 ^②	△ 7,313	66	△ 1,151	△ 3,106	△ 940	△ 680	△ 1,810	△ 2,055	外△ 2,078 △ 1,085	[△ 2,576]	△ 3,781	△ 11,150	△ 3,720	
(うち内国税) ^{③-④}		(-)	(△ 1,158)	(△ 3,069)	(△ 940)	(△ 680)	(△ 1,810)	(△ 2,055)	(△ 1,085)	(△ 46)	(△ 3,781)	(△ 11,150)	(△ 3,720)	

区 分				53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	
		億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	
所得税	諸控除	基礎控除	-	△ 1,330	-	-	-	-	{ 外△ 670	△ 2,560	-	-	-	
		配偶者控除	-	△ 560	-	-	-	△ 130	-	{ 外△ 270	△ 1,050	-	-	-
		配偶者特別控除	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△	3,690
		扶養控除	-	△ 1,090	-	-	-	-	-	{ 外△ 560	-	-	-	-
		給与所得控除	-	-	-	-	220	-	-	-	{ 外△ 100	-	-	-
		その他	-	△ 180	-	-	-	△ 20	-	-	{ 外△ 1,710	-	-	-
	小計	-	△ 3,160	-	-	220	△ 150	-	{ 外△ 1,500	{ 外△ 100	△ 7,630	-	△ 4,390	
	税率	-	-	-	-	-	-	-	-	-	180	-	-	△ 10,440
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 110	240	-	△ 20
	計	-	{ 外△ 3,000 △ 3,160	{ 外△ 3,000 △ -	-	-	220	{ 外△ 484 △ 150	-	{ 外△ 1,500 △ -	{ 外△ 100 △ 7,560	-	-	△ 14,850
特別措置等	-	1,750	△ 120	800	-	20	240	△ 10	△ 140	{ 外△ 30	△ 300	10,210		
再計	-	{ 外△ 3,000 △ 1,410	{ 外△ 3,000 △ 120	800	220	{ 外△ 484 △ 130	240	{ 外△ 1,500 △ 10	{ 外△ 100 △ 7,700	{ 外△ 30 △ 240	△ 300	△ 4,640		
法人税	税率	-	-	-	-	-	5,770	-	-	3,920	320	-	△ 4,500	
	特別措置等	1,150	1,100	490	2,180	3,710	630	3,240	360	220	1,620	510	△ 620	
	計	1,150	1,100	490	2,180	3,710	6,400	3,240	360	4,140	1,940	510	△ 5,120	
相続税等	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 60	-	△ 20	-		
直接税計	1,150	{ 外△ 3,000 △ 310	{ 外△ 3,000 △ 370	2,980	3,930	{ 外△ 484 △ 6,270	3,480	{ 外△ 1,500 △ 350	{ 外△ 100 △ 3,620	{ 外△ 30 △ 2,180	190	△ 9,760		
酒税	-	-	1,970	-	-	3,140	-	-	-	3,510	-	-	-	
揮発油税	2,130	-	-	3,090	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
石油税	-	-	2,170	-	-	-	-	-	-	1,340	-	-	-	
物品税	-	△ 20	-	-	-	1,230	-	-	-	560	-	-	-	
印紙収入	-	1,140	-	△ 40	-	4,210	-	-	-	-	-	-	2,070	
関税①	-	-	△ 210	70	△ 250	△ 130	△ 400	△ 260	△ 220	{ 外△ 810 △ 270	△ 230	△ 310		
その他	550	-	330	240	△ 10	590	-	△ 20	-	△ 40	1,350	2,010		
間接税等計	2,680	1,120	4,260	3,360	△ 260	9,040	△ 400	△ 280	5,190	{ 外△ 810 △ 310	1,120	3,770		
国 税 計 ②	3,830	{ 外△ 3,000 810	{ 外△ 3,000 4,630	6,340	3,670	{ 外△ 484 15,310	3,080	{ 外△ 1,500 70	{ 外△ 100 1,570	{ 外△ 840 1,870	1,310	△ 5,990		
(うち内国税) ②-①	(3,830)	(810)	(4,840)	(6,270)	(3,920)	(15,440)	(3,480)	(330)	(1,790)	(2,140)	(1,540)	(△ 5,680)		

税制改正による増減（△）収額（一般会計 平年度）の累年比較

区 分	昭和63年度	平成元	2	3	4	5	6	6年11月 税制改革	7	8	9	10	11	12	
	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	
所得控除	基礎控除	△ 1,180	-	-	-	-	-	△ 1,750	-	-	-	-	-	-	
	配偶者控除	△ 500	-	-	-	-	-	△ 670	-	-	-	△ 10	-	-	
	配偶者特別控除	△ 4,070	-	-	-	-	-	△ 570	-	-	-	-	-	-	
	扶養控除	△ 2,210	-	-	-	-	-	△ 1,540	-	-	-	△ 590	△ 2,850	2,030	
	（うち特定扶養 親族分）	(△ 1,250)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(△ 310)	(-)	(-)	(-)	(△ 570)	(△ 550)	(-)	
	給与所得控除	-	{ 外△ 430	-	-	-	-	△ 3,290	-	-	-	-	-	-	-
	その他	△ 1,750	-	△ 20	-	-	-	△ 120	-	-	-	△ 50	-	-	
	小計	△ 9,710	{ 外△ 430	△ 20	-	-	-	△ 7,940	-	-	-	△ 650	△ 2,850	2,030	
	税率	△ 13,190	-	-	-	-	-	△ 16,300	-	-	-	-	△ 2,640	-	
	その他	△ 410	△ 10	△ 340	-	-	-	△ 38,430	△ 13,760	-	△ 14,050	-	{ 外△ 14,060 △ 14,040	△ 26,460	-
計	△ 23,310	{ 外△ 430 △ 10	△ 360	-	-	-	△ 38,430	△ 38,000	-	△ 14,050	-	{ 外△ 14,060 △ 14,690	△ 31,950	2,030	
特別措置等	4,930	{ 外△ 70 △ 290	△ 1,370	-	△ 70	{ 外△ 410 △ 320	{ 外△ 80 △ 20	-	20	50	△ 820	{ 外△ 1,620 △ 250	△ 12,550	△ 3,560	
再計	△ 18,380	{ 外△ 500 △ 300	△ 1,730	-	△ 70	{ 外△ 1,060 △ 320	{ 外△ 80 △ 38,450	△ 38,000	20	△ 14,000	△ 820	{ 外△ 15,680 △ 14,940	△ 44,500	△ 1,530	
法人税	税率	△ 12,660	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 13,800~ △ 14,420	△ 16,940	-	
	特別措置等	1,540	△ 390	△ 830	10	{ 外△ 280 290	{ 外△ 1,160 380	880	-	{ 外△ 480 420	260	160	{ 外△ 1,010 11,210~ 12,270	{ 外△ 20 △ 6,430	△ 5,090
	計	△ 11,120	△ 390	△ 830	10	{ 外△ 280 290	{ 外△ 1,160 380	880	-	{ 外△ 480 420	260	160	{ 外△ 1,010 △ 2,590~ △ 2,150	{ 外△ 20 △ 23,370	△ 5,090
法人特別税	-	-	-	-	4,100	{ 外△ 30	△ 3,150	-	-	-	-	-	-	-	
相続税等	△ 5,840	-	-	-	△ 390	△ 150	△ 3,350	-	{ 外△ 200 △ 40	△ 1,820	-	△ 1,340	△ 1,100	△ 50	
直接税計	△ 35,340	{ 外△ 500 △ 690	△ 2,560	10	{ 外△ 280 3,930	{ 外△ 2,250 90	{ 外△ 80 △ 44,070	△ 38,000	{ 外△ 680 400	△ 15,560	△ 660	{ 外△ 16,690 △ 18,870~ △ 18,430	{ 外△ 20 △ 68,970	△ 6,670	

区 分	昭和63年度	平成元	2	3	4	5	6	6年11月 税制改革	7	8	9	10	11	12
	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
消 費 税	43,540	-	-	{外 800 [-	820	-	△ 740	26,450	-	420	-	70~70	△ 20	-
酒 税	△ 3,470	-	-	-	△ 20	-	1,340	-	-	50	△ 290	-	-	-
揮 発 油 税	-	-	-	-	-	1,100	-	-	-	-	-	-	-	-
石 油 税	2,710	△ 230	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 150	-	-	-
物 品 税	△ 17,720							(廢 止 税 目)						
印 紙 収 入	△ 200	△ 1,910	△ 70	-	-	-	-	-	△ 10	-	△ 410	-	{外△ 20 [△ 770	△ 20
関 税 ①	△ 100	△ 150	△ 450	△ 50	-	-	△ 390	-	△ 30	△ 70	△ 90	△ 10	-	△ 50
そ の 他	△ 6,670	-	20	-	-	-	-	-	-	△ 700	△ 40	△ 2,110	△ 3,240	-
間 接 税 等 計	18,090	△ 2,290	△ 500	{外 800 [△ 50	800	1,100	210	26,450	△ 40	△ 300	△ 980	△ 2,050~ △ 2,050	{外△ 20 [△ 4,030	△ 70
国 税 計 ②	△ 17,250	{外△ 500 [△ 2,980	△ 3,060	{外 800 [△ 40	{外△ 280 [4,730	{外△ 2,250 [1,010	{外△ 80 [△ 43,860	△ 11,550	{外△ 680 [360	△ 15,860	△ 1,640	{外△ 16,690 [△ 20,920~ △ 20,480	{外△ 40 [△ 73,000	△ 6,740
(うち内国税) ②-①	(△ 17,150)	{(外△ 500) [(2,830)	(△ 2,610)	{(外 800) [(10)	{(外△ 280) [(4,730)	{(外△ 2,250) [(1,010)	{(外△ 80) [(△ 43,470)	(△ 11,550)	{(外△ 680) [(390)	(△ 15,790)	(△ 1,550)	{(外△ 16,690) [(△ 20,910~ △ 20,470)	{(外△ 40) [(73,000)	(△ 6,690)

税制改正による増減（△）収額（一般会計 平年度）の累年比較

区 分	平成13年度	14	15	16	17	18	19	20	21	22					
	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円					
所得控除	基礎控除	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
	配偶者控除	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
	諸配偶者特別控除	-	-	4,790	-	-	-	-	-	-					
	扶養控除 （うち特定扶養 親族分）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,142				
		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(957)				
	給与所得控除	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
	その他	-	-	-	2,400	△ 10	△ 80	△ 20	-	△ 170	△ 627				
	小計	-	-	4,790	2,400	△ 10	△ 80	△ 20	-	△ 170	5,515				
	税率	-	-	-	-	-	△ 30,970	-	-	-	-				
	その他	△ 10	-	-	-	12,520	13,060	△ 80	-	-	△ 5				
計	△ 10	-	4,790	2,400	12,510	△ 17,990	△ 100	-	△ 170	5,510					
特別措置等	{ 外△ 910 △ 9,420	-	△ 1,320	△ 2,150	△ 10	20	△ 690	3,070	△ 1,770	△ 188					
再計	{ 外△ 910 △ 9,430	-	3,470	250	12,500	△ 17,970	△ 790	3,070	△ 1,940	5,322					
法人税	税率	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 1,100	-				
	特別措置等	△ 1,730	△ 230	△ 14,030	△ 1,910	△ 200	4,510	△ 5,410	△ 260	{ 外△ 650 △ 2,500	△ 26				
	計	△ 1,730	△ 230	△ 14,030	△ 1,910	△ 200	4,510	△ 5,410	△ 260	{ 外△ 650 △ 3,600	△ 26				
相続税等	△ 530	△ 50	△ 1,650	△ 20	△ 10	-	-	-	△ 290	113					
直接税計	{ 外△ 910 △ 11,690	△ 280	△ 12,210	△ 1,680	12,290	△ 13,460	△ 6,200	2,810	{ 外△ 650 △ 5,830	5,409					

区 分	平成13年度	14	15	16	17	18	19	20	21	22				
	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円				
消 費 税	-	-	5,040	-	-	-	-	-	-	-	39			
酒 税	-	-	770	-	-	-	-	20	-	-				
揮 発 油 税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
石 油 石 炭 税	-	-	850	-	-	-	-	-	-	-				
印 紙 収 入	-	△ 30	△ 2,100	-	0	1,180	10	770	-	10				
関 税 ④	△ 30	△ 30	-	-	-	50	△ 10	△ 50	-	-				
そ の 他	-	△ 60	1,100	-	-	940	-	-	△ 680	△ 427				
間 接 税 等 計	△ 30	△ 120	5,660	-	0	2,170	0	740	△ 680	△ 378				
国 税 計 ⑤	〔外△ 910 △ 11,720〕	△ 400	△ 6,550	△ 1,680	12,290	△ 11,290	△ 6,200	3,550	〔外△ 650 △ 6,510〕	5,031				
(うち内国税) ⑤-④	△ 11,690	△ 370	△ 6,550	△ 1,680	12,290	△ 11,340	△ 6,190	3,600	△ 6,510	5,031				

- (備考) 1. 増減収額は、各年度毎に予算ベースで計算した平年度増減収額である。
2. 一般会計と特別会計との間の振替による減収額は含んでいない。
3.
 - 昭和46年度の外書は46年度の所得税の年内減税による減収額であり、昭和47年度の〔 〕書は46年度の所得税の年内減税による減収額を加えたものである。
 - 昭和52年度の外書は「昭和51年分所得税の特別減税のための臨時措置法」による減収額である。
 - 昭和53年度の外書は「昭和52年分所得税の特別減税のための臨時措置法」による減収額である。
 - 昭和56年度の外書は「昭和56年分所得税の特別減税のための臨時措置法」による減収額である。
 - 昭和58年度の外書は「昭和58年分の所得税の臨時特例等に関する法律」による減収額である。
 - 昭和59年度の外書は「租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和59年法律第60号）」（いわゆるパート減税）による減収額である。
 - 昭和60年度の直接税欄の外書は「租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和60年法律第94号）」（いわゆる寝たきり老人減税）による減収額であり、間接税欄の外書は「関税暫定措置法の一部を改正する法律（昭和60年法律第96号）」（いわゆるアクションプログラム関連減税）による減収額である。
 - 昭和62年度の増減収額は、62年3月の「租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和62年法律第14号）」及び62年9月の「所得税法等の一部を改正する法律（昭和62年法律第96号）」等によるものである。
 - 昭和63年度の増減収額は、63年3月の「租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和63年法律第4号）」並びに63年12月の「消費税法（昭和63年法律第108号）」及び「所得税法等の一部を改正する法律（昭和63年法律第109号）」等によるものである。
 - 平成元年度の外書は「所得税法及び租税特別措置法の一部を改正する法律（平成元年法律第68号）」（いわゆるパート減税）による減収額である。
 - 平成3年度の外書は「消費税法の一部を改正する法律（平成3年法律第73号）」による増収額である。
 - 平成4年度の外書は「総合経済対策（平成4年8月28日閣議決定）における税制上の措置」による減収額である。
 - 平成5年度の外書は「新総合経済対策（平成5年4月13日閣議決定）における税制上の措置（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成5年法律第68号））」及び「緊急経済対策（平成5年9月16日閣議決定）における税制上の措置」による減収額の合計である。
 - 平成6年度の所得税のその他欄の減収額は「総合経済対策（平成6年2月8日閣議決定）における所得減税の実施（平成6年分所得税の特別減税のための臨時措置法）」によるものである。
 - 平成6年11月税制改革の所得税のその他欄の減収額は、「平成7年分所得税の特別減税」によるものである。
 - 平成6年度の外書は「阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成7年法律第11号）」による減収額である。
 - 平成7年度の外書は「阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成7年法律第48号）」及び「緊急円高・経済対策（平成7年4月14日閣議決定）に伴う税制上の措置（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第99号））」による減収額である。
 - 平成8年度の所得税のその他欄の減収額は、「平成8年分所得税の特別減税」によるものである。
 - 平成10年度の所得税のその他欄の減収額は「平成10年分所得税の特別減税」によるものであり、外書は「総合経済対策（平成10年4月24日閣議決定）における税制上の措置」による減収額である。
 - 平成10年度の法人税及び消費税については、増減収見込額の経過措置期間（平成10年度～15年度）における平均値を、その計算の基礎となる課税所得等の計数の平成11年度以降の伸率が3.5%及び1.75%（「構造改革のための経済社会計画」で見込まれている名目経済成長率）の場合について機械的に計算している。（「～」の左側の計数は名目経済成長率1.75%の場合、右側の計数は名目経済成長率3.5%の場合である。）
 - 平成11年度の外書は「産業活力再生特別措置法（平成11年法律第131号）における税制上の措置」によるものである。
 - 平成13年度の外書は「租税特別措置法の一部を改正する法律（平成13年法律第67号）」による減収額である。
 - 平成21年度の外書は「租税特別措置法の一部を改正する法律（平成21年法律第61号）」による減収額である。